

優先的検討規程の実効性向上に向けた 見直しの方向性(案)

令和4年12月27日

第10回事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

優先的検討規程の実効性向上に向けた見直しに係るアクションプランでの位置づけ

PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)において、地方公共団体等でPPP/PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の運用状況等を総点検し、運用に関する負担軽減に配慮しつつ、優先的検討規程の実効性の向上(民間提案促進の観点も含む)に向けた見直しを促進することとされた。

*優先的検討規程の概要については、参考①参照
取組の経緯については、参考②参照

PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)(令和4年6月3日 民間資金等活用事業推進会議決定)(抜粋)

2. PPP/PFIの推進施策

(2)地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

【方針】

PPP/PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。

【具体的取組】

i) PPP/PFI手法の優先的検討等の推進

- ① 優先的検討規程について、人口20万人以上の地方公共団体については速やかな策定を促すとともに、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、令和5年度までの策定を促す。これに伴い、優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について、令和6年度までに334団体とすることを目標とする。また、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI事業の導入が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施するとともに、特に人口10万人未満の地方公共団体については、先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例の紹介を行う。(平成27年度開始)〈内閣府〉
- ② 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 策定・運用の手引き」について、運用に関する負担を軽減する観点から改定を行い、普及促進を図る。(令和4年度開始)〈内閣府〉
- ③ 優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い結果を公表するとともに、適切な記載や的確な運用が行われているか等について総点検し、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化)〈内閣府〉
- ④ 国、地方公共団体及び公共法人における優先的検討の対象事業や検討の状況について、民間事業者による提案・参画促進の観点から積極的な公表を促す。(令和4年度開始)〈内閣府〉

優先的検討規程の策定・運用状況 (1/2)

アクションプランに掲げる目標に対する進捗状況

- ・ 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、令和5年度までに優先的検討規程を策定
⇒(進捗状況)令和3年度末で19.9%
- ・ 優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について、令和6年度までに334団体とする
⇒(進捗状況)令和3年度末で164団体

○R4.3末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

(内閣府調べ)

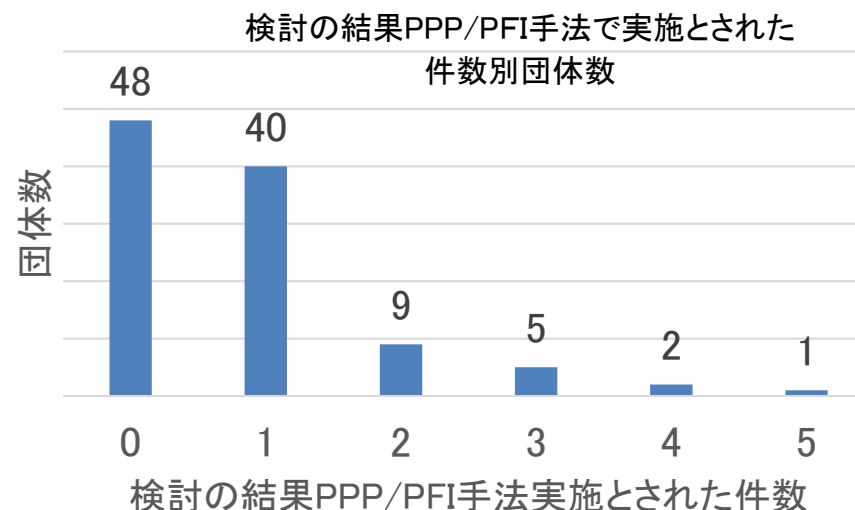
策定団体		団体 総数	規程策定済みの 団体数		規程に基づき令和3年度までに 具体案件を検討した団体数
国		13	13	100.0%	5
地方公共 団体	都道府県	47	47	100.0%	35
	政令指定都市	20	20	100.0%	20
	人口20万人以上の市区	112	87	78.4%	68
	小計	179	154	86.5%	123
	人口10万人以上20万人未満の 市区	149	31	19.9%	19
	人口10万人未満の市区町村	1,460	42	2.9%	22
	合計	1,788	227	12.7%	164

※今年度(R4)策定予定及び、策定中、策定意向ありを含めた場合、人口20万人以上では、90.1%、人口10万人以上20万人未満で、85.9%、人口10万人未満で12.2%となる。

優先的検討規程の策定・運用状況 (2/2)

- ・令和3年度に優先的検討規程に基づき検討を行った地方公共団体は105団体（規程策定227団体の約46%）で、検討件数の合計は263件。
- ・そのうち、PPP/PFI手法で実施と判断された件数は86件で、検討件数263件の33%。

地方公共団体属性	令和3年度に優先的検討を行った団体数	検討件数				検討結果 (PPP/PFI手法で実施)				②/①
		合計①	平均	最大	最小	合計②	平均	最大	最小	
都道府県	19	53	2.79	17	1	12	0.63	2	0	23%
政令指定都市	13	61	4.69	19	1	14	1.08	4	0	23%
20万人以上	46	96	2.09	9	1	37	0.80	4	0	39%
10万人以上20万人未満	13	18	1.38	3	1	8	0.62	2	0	44%
10万人未満	14	35	2.50	10	1	15	1.07	5	0	43%
合計	105	263	2.50	—	—	86	0.82	—	—	33%



優先的検討規程の運用状況

○優先的検討規程の策定・運用状況を点検するため、アンケート調査を実施。

【アンケート調査の概要】

- (1) 調査対象 : 国の機関及び全地方公共団体
- (2) 調査期間 : 令和4年度10月～11月(12月とりまとめ)
- (3) 調査方法 : 電子メールにより調査票を発送・回収
- (4) 調査項目 : (うち、優先的検討規程に係る主な項目)
 - ①優先的検討規程の実施状況 ②対象事業及び検討結果の公表状況 ③簡易な検討を実施する上での課題
 - ④検討の結果、PPP/PFI採用に至らなかった理由 ⑤優先的検討に係る庁内体制

○優先的検討の運用における主な課題

- ・優先的検討の対象事業が特に小規模団体に検討対象事業がないことが多い。(参考③参照)
- ・小規模自治体では、10億円より小規模のPFI事業の実績も多い。(参考④参照)
→小規模でもPPP/PFI事業に適した案件が検討対象になっていない可能性がある。

- ・優先的検討の対象事業や、優先的検討結果を公表している団体は少ない。(参考⑤参照)
→優先的検討に関する情報開示は限定的。

- ・簡易検討における課題として「VFMの数値の妥当性確保」、「詳細な検討のVFMと差がある」ことが多く挙げられている。(参考⑥参照)
- ・PPP/PFIの導入に至らなかった理由としてVFMが得られなかったという理由が多い。(参考⑦参照)
→簡易な検討でのVFMは精度の確保が難しく、簡易検討のVFMのみでPPP/PFI導入の採否を決定してよいか判断が困難。

- ・規程策定済みにもかかわらず、対象事業を把握できていないとする団体が複数存在。(参考③参照)
- ・特に20万人以下の小規模団体においては、事業所管課のサポート体制や、検討開始及び検討進捗の把握体制がないとする回答あり。(参考⑧参照)
→規程の運用にあたって、適切な庁内体制の整備が不十分。

優先的検討の運用における課題を踏まえた見直しの方向性(案)

- ・これまでの事業推進部会でのご意見や地方公共団体向けのアンケート調査結果から得られた課題等を踏まえ、優先的検討の実効性の向上に向けた見直しの方向性の案を以下にまとめる。

【優先的検討の運用における課題】

- ・小規模でもPPP/PFI事業に適した案件が検討対象になっていない可能性

- ・優先的検討に関する情報開示は限定的。
- ・民間提案の促進の観点から、PPP/PFIの可能性のある事業について早期の情報開示が有効。

- ・簡易検討においては、VFMは精度の確保が難しく、VFMのみでの評価が困難

- ・規程の運用にあたって、全庁的なとりまとめ部署の設置等の庁内体制の整備が不十分。
- ・庁内の連携がなされていないと、対象案件の取りこぼしや、手戻りが起こる可能性がある。

【実効性向上に向けた見直しの方向性】

①対象事業の柔軟な選定

- ・事業費基準に合致しない小規模事業の場合でも、PPP/PFI事業の実績が多い施設類型(参考④-3:公営住宅、庁舎、複合施設、スポーツ施設など)、及び、民間の創意工夫の発揮が特に期待される事業(参考④-4,5)もしくは民間の参画意欲が高い事業については、対象事業とすることを推奨。

②情報開示内容の簡素化・民間提案機会の拡大

- ・優先的検討の対象事業については、可能な限り、事前にインターネット上でリストを公表し、民間事業者からの提案を受け付ける。
- ・PPP/PFI手法の採否の結果如何にかかわらず、全ての検討結果を公表する。
- ・但し、負担軽減、入札手続きへの影響及び負担軽減の観点から、評価の内容のうち、費用の額等の公表は求めないものとする。

③定性的評価の導入による柔軟な運用

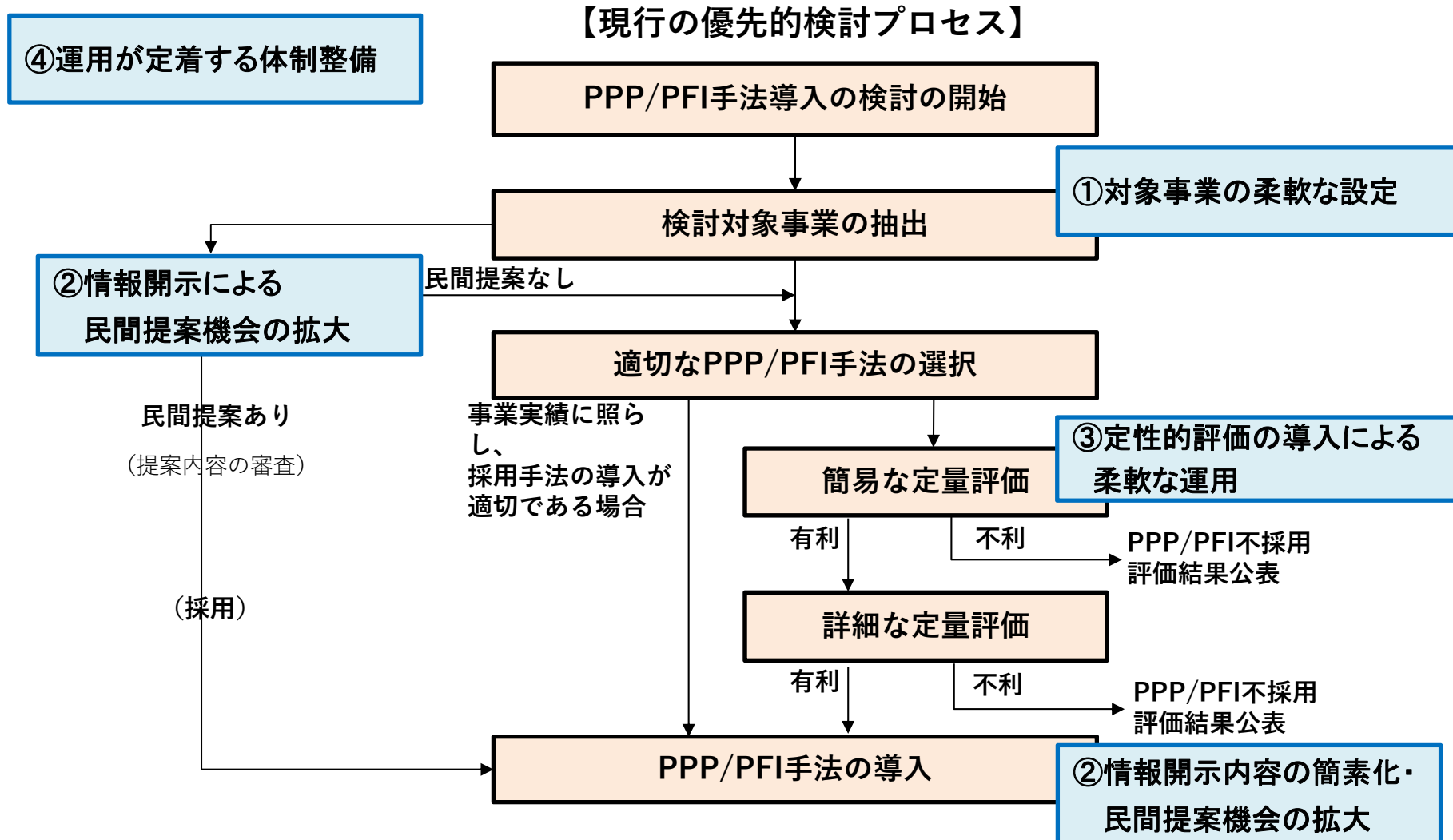
- ・類似の先行事例の調査やサウンディング調査等に基づき、PPP/PFIによる公共サービスの向上、地域の賑わい創出、地域課題の解決、民間事業者の参画意欲等を定性的に評価する方法を採用することができることとする。
- ・ただし、定性的評価でPPP/PFI手法を導入しないと判断する場合は、評価の視点が十分か検証することが必要。

④運用が定着する体制整備

- ・優先的検討を実施するにあたり、庁内の推進体制*を整備することを推奨。
- ・*例えば、全庁的にPPP/PFIの導入をサポートし推進する部署を設定した上で、事業担当課が主体となって推進する体制など

優先的検討の実効性向上に向けた見直しの方向性(案)

優先的検討プロセスにおいて、①対象事業の適切かつ柔軟な設定、②情報開示内容の簡素化・民間提案機会の拡大、③多様な効果の定性的評価の導入、④運用が定着する体制整備を導入し、優先的検討規程の実効性向上に向けた見直しを図る。



(参考①)優先的検討規程の概要

◆平成27年12月：各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体に「優先的検討規程」の策定を要請*

◆令和3年6月：人口10万人以上の地方公共団体にも要請*

(*地方公共団体に対しては、地方自治法に基づく技術的助言)

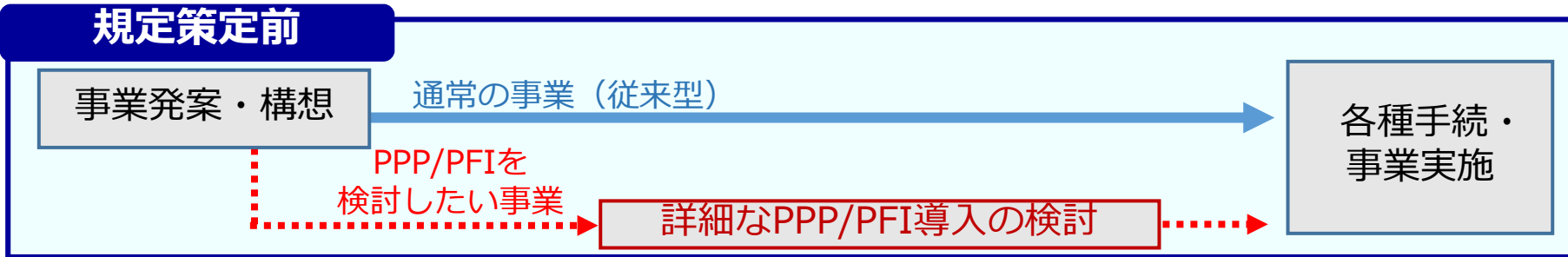
『優先的検討規定』の内容と性格

●対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法（PPP/PFI等）がないか検討することを原則と定める**ルール**

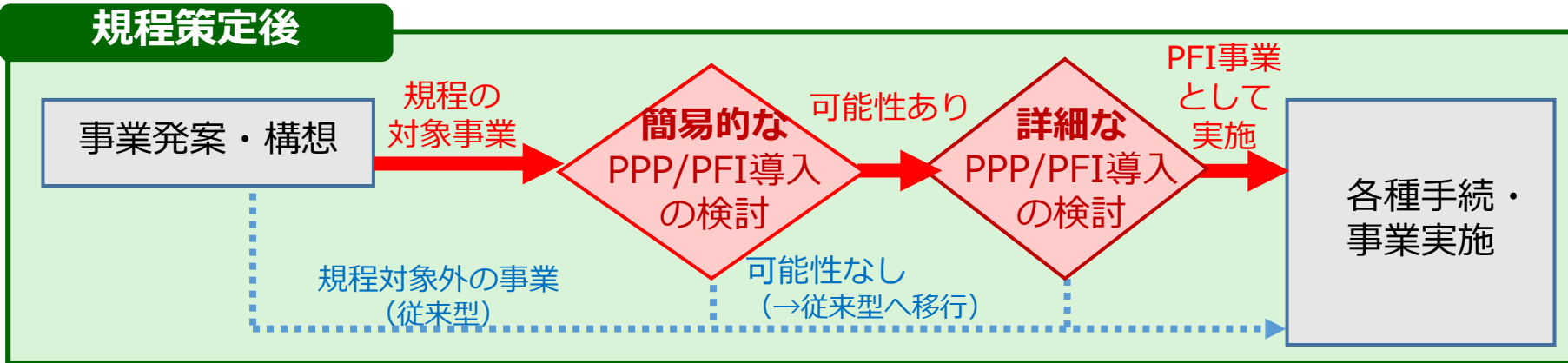
●PPP/PFIの導入効果を簡易的に調べる方法や、具体的な手続をまとめた**ガイドライン**

※対象となる事業規模・分野や検討の手続などは、地方公共団体ごとに独自に規定

規定策定前



規程策定後



※民間資金等活用事業推進会議（PFI推進会議）において、公共施設等の管理者等が、優先的検討規程を定める場合によるべき準則として、「優先的検討指針」を定めている。

(参考②)優先的検討の策定及び運用にかかる主な取組経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太方針) (平成27年6月30日閣議決定)

「PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、**国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。**」(抜粋)

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」策定(平成27年12月15日PFI推進会議決定)

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について(要請) 平成27年12月 内閣府・総務省

- 国及び人口20万人以上の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を平成28年度末までに行うよう要請
- 人口20万人未満の地方公共団体に対しては、同様の取組を行うようお願い
- ※「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」民間資金等活用事業推進会議決定(平成27年12月15日)

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」 平成28年3月

- ・地方公共団体が優先的検討規程を策定する際の参考となる手引(解説、優先的検討規程のひな形、簡易な検討の計算表等)

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(要請)」 平成29年1月 内閣府・総務省

- 優先的検討規程の確実な策定に向けて、規程の策定を改めて要請
- 優先的検討規程の実効ある運用に向けて「運用の手引」を作成し、全国説明会(平成29年2月)を実施

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」 平成29年1月

- ・地方公共団体が優先的検討規程を運用する際の参考となる手引(運用に向けた基礎編及び応用編、PPP/PFI事例集等)

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」改定(令和3年6月18日PFI推進会議決定)

本指針に基づき優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を促す地方公共団体について、**人口20万人以上の団体から10万人以上の団体とする改定**を行う(抜粋)

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(要請)」 令和3年6月 内閣府・総務省

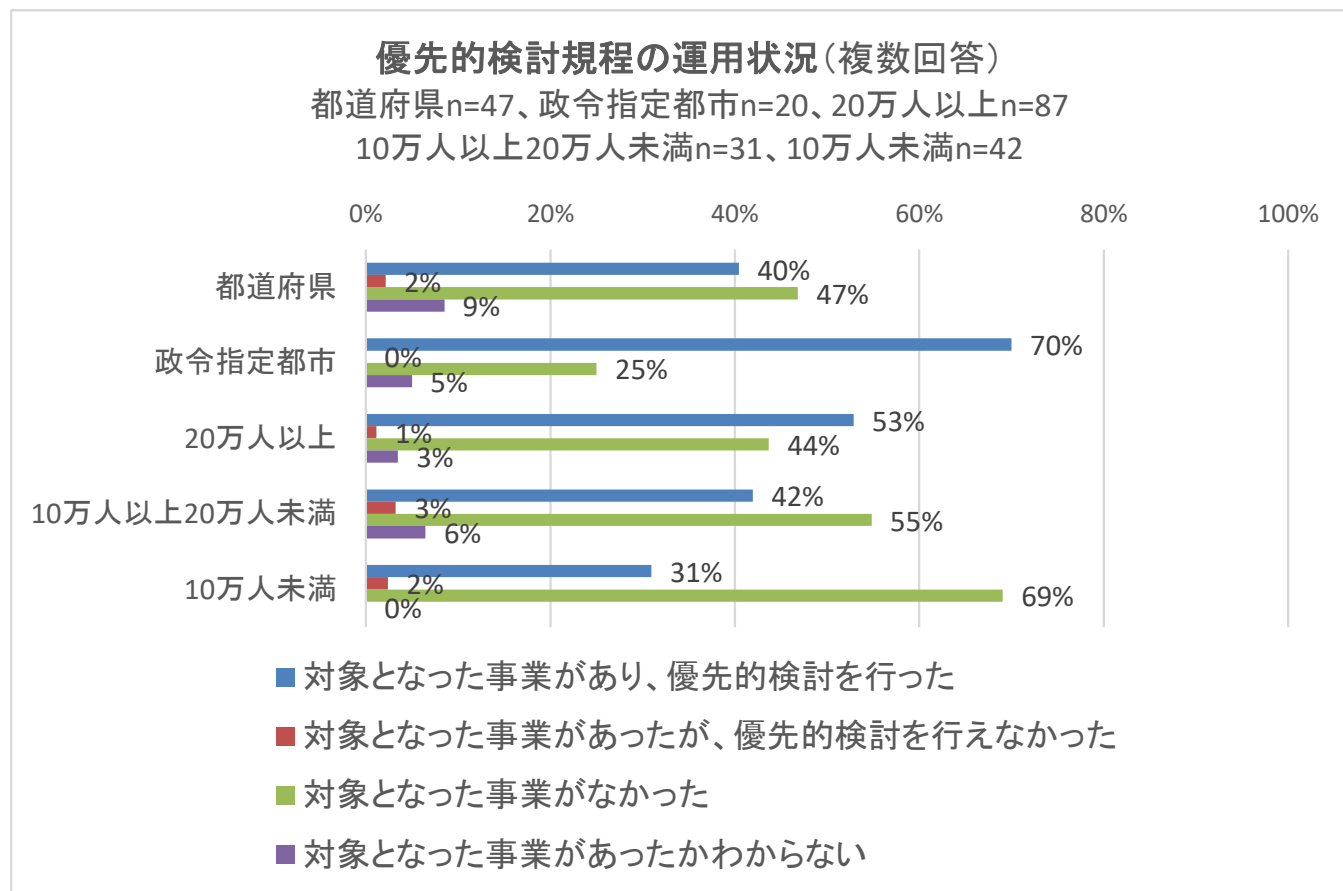
- 優先的検討規程未策定の人口20万以上の地方公共団体における早急な策定を要請
- 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を令和5年度末までに行うよう要請
- 人口10万人未満の地方公共団体に対しては、同様の取組を行うようお願い

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」改定 令和4年9月

- ・地方公共団体が優先的検討規程を運用する際の参考となる手引(人口20万人未満の地方公共団体における取組等を追記)

(参考③)優先的検討規程の対象事業の有無

- 人口規模の大きい団体では「対象となった事業があり、優先的検討を行った」との回答が多い一方、人口規模の小さな団体ほど「対象となった事業がなかった」との回答の割合が高くなる傾向。
- 「対象となった事業があったが、優先的検討を行えなかった」「対象となった事業があったかわからない」との回答も存在。



対象: 令和3年度末時点で優先的検討規程を策定済みの団体

「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

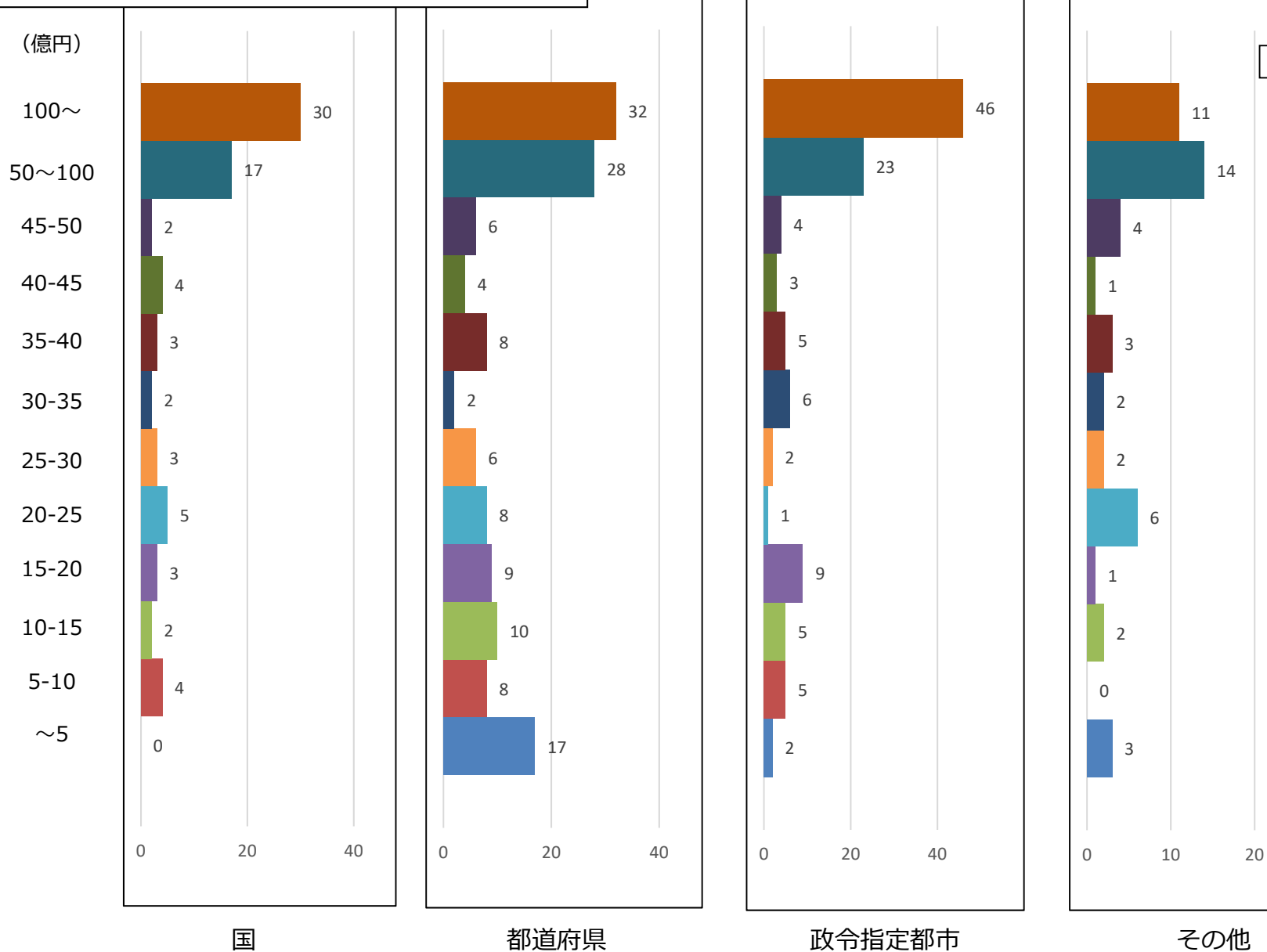
(参考④-1)PFI事業の実施状況／事業主体別の契約金額の分布(1/2)

第29回PFI推進委員会計画部会 (R4. 1. 27) 資料
「PPP/PFI推進アクションプラン総括レビュー」より抜粋

(件数ベース、契約金額等不明の事業を除く)

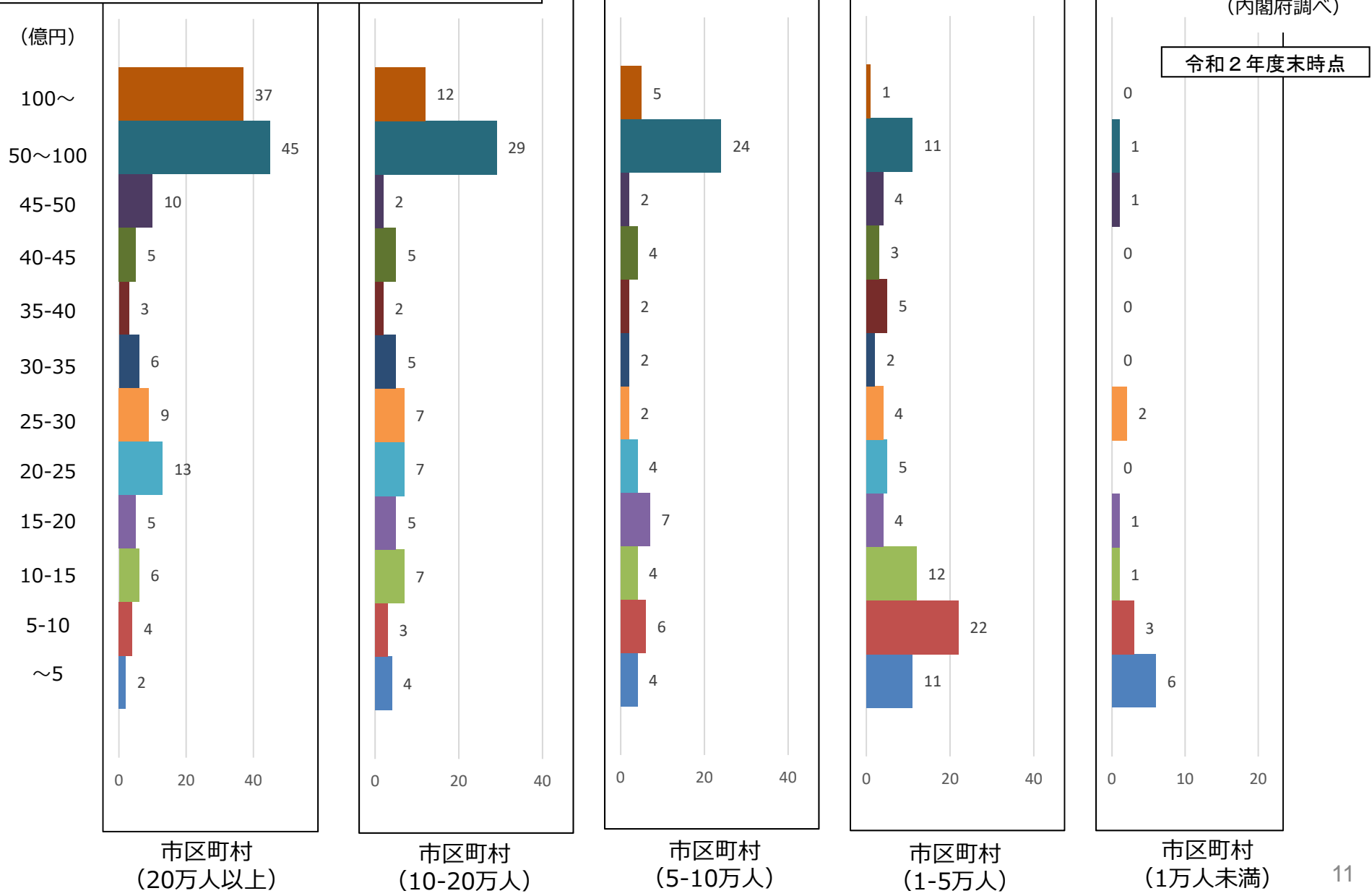
(内閣府調べ)

令和2年度末時点



(参考④-2)PFI事業の実施状況／事業主体別の契約金額の分布(2/2)

第29回PFI推進委員会計画部会 (R4. 1. 27) 資料
「PPP/PFI推進アクションプラン総括レビュー」より抜粋



(参考④-4)紫波中央駅前都市整備事業（オガールプラザ）

- ・紫波町は、町有地を活用して、財政負担を最小限に抑え、必要な公共施設の整備と民間による経済開発の複合開発を目的に策定した「紫波町公民連携基本計画」に基づき、紫波中央駅前都市整備事業（オガールプロジェクト※）を実施。このプロジェクトは、紫波町や地元事業者が出資して設立した第3セクターである「オガール紫波株式会社」において市場開発や計画、整備、運営を一体的に進めていくものである。
- ・プロジェクトを代表する施設である「オガールプラザ」は、公共施設（図書館等）と民間収益施設からなる官民複合施設であり、第3セクターとは別に設立されたSPCがテナントを先付けした上でその賃料から建設費を逆算して資金調達し、設計・建設を行った。紫波町は、整備後の公共施設部分をSPCから買い取ったが、自ら整備するよりも安価な調達が可能となった。また、図書館等の集客力のある公共施設をテコに民間施設が稼ぐ仕組みを形成することで、賑わいや雇用の創出につなげた。※「オガールプラザ」「オガールベース（民間複合施設）」「町役場新庁舎」「岩手県フットボールセンター」「オガールセンター」「オガール保育園」「オガールタウン」の7つの事業を中心に構成される都市整備事業

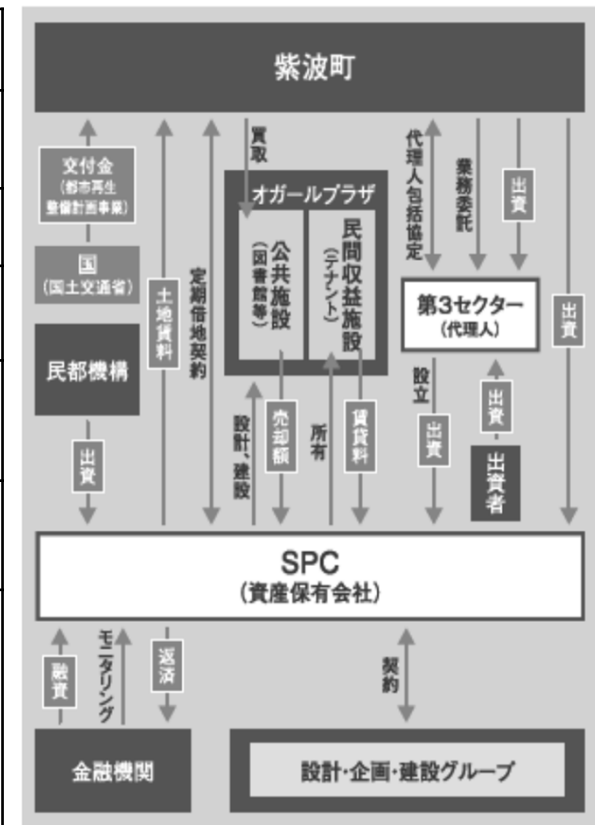
【施設写真】



【概要】

事業主体	紫波町（岩手県）人口：約3.3万人 （平成27年国勢調査）
事業方式	公共施設整備：民間整備+買取+賃借 民間活用用地：事業用定期借地権による貸付
事業期間	紫波町とオガールプラザ株式会社は32年間の 事業用定期借地権契約を締結している
契約金額	公共：図書館等の買取額：約8億円 民間：工事費：約11億円（公共8億円+民間2.7億円）、土地賃料：348万円/年
施設概要	公共：図書館、地域交流センター、子育て応援センター 民間：産直施設（紫波マルシェ）、飲食店、医療施設等
SPCの構成企業	第3セクターであるオガール紫波株式会社と町、民都機構が出資し、資産保有会社としてオガールプラザ株式会社を設立
事業経緯	平成21年2月 公民連携基本計画策定 平成21年10月 事業者資格審査（RFQ）を開始 平成22年5月 事業者選定コンペ（RFP）を開始 平成23年8月 事業用定期借地権契約 平成23年12月 公共部分の床買取契約締結 平成24年6月 オガールプラザオープン

【事業スキーム】



(参考④-5) 旧荻田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業 (岡山県津山市)

○江戸期の町並みの残る「旧荻田家付属町家群」において宿泊施設に改装し、PFI事業（コンセッション事業）として運営。

・改修工事前に事業者を選定することで、事業者の運営ノウハウを改修工事にもあらかじめ活用。

市は歳出を抑え歳入を増やすとともに、観光客の誘致、地域のにぎわいの創出と地域活性化、域内需要の拡大を図るもの

【概要】	
施設概要	宿泊施設
事業方式	コンセッション方式 ※運営前の改修工事は市が実施
事業期間	令和2年7月～令和22年3月末日
契約金額	運営権対価：約7400万円 (事業者→市) ※改修工事費：約1.9億円
事業実施主体	HNA津山（宿泊業）

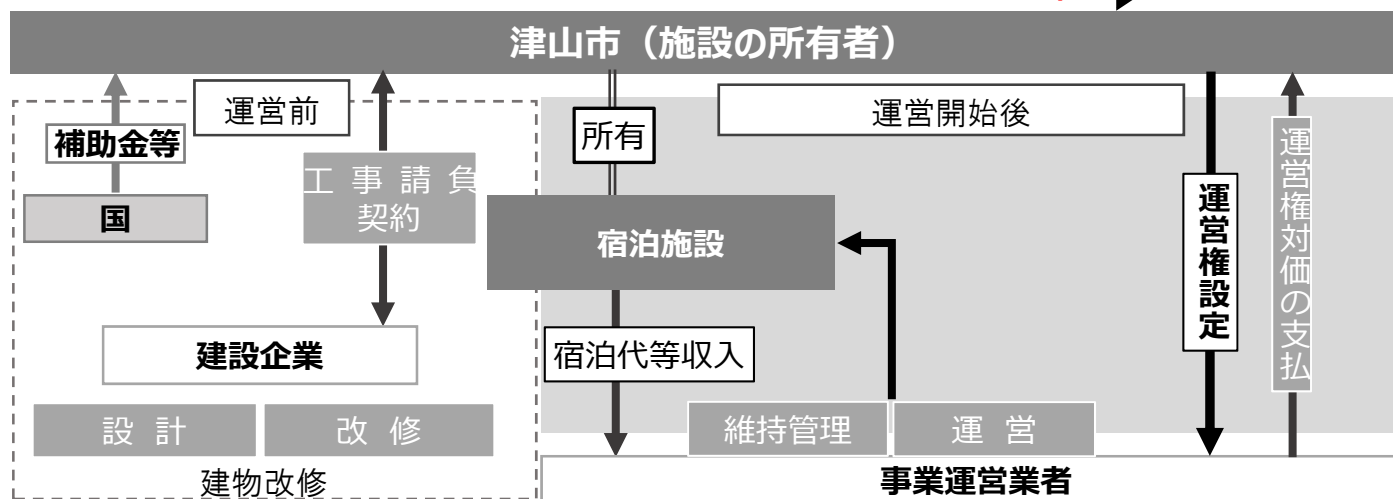
【施設イメージ図】



【事業スキーム】

○市が補助金等を活用して、町家を宿泊施設に改修。改修内容については、事前に選定した運営事業者とすりあわせ。⇒ 町家を活用したハイブランド施設に

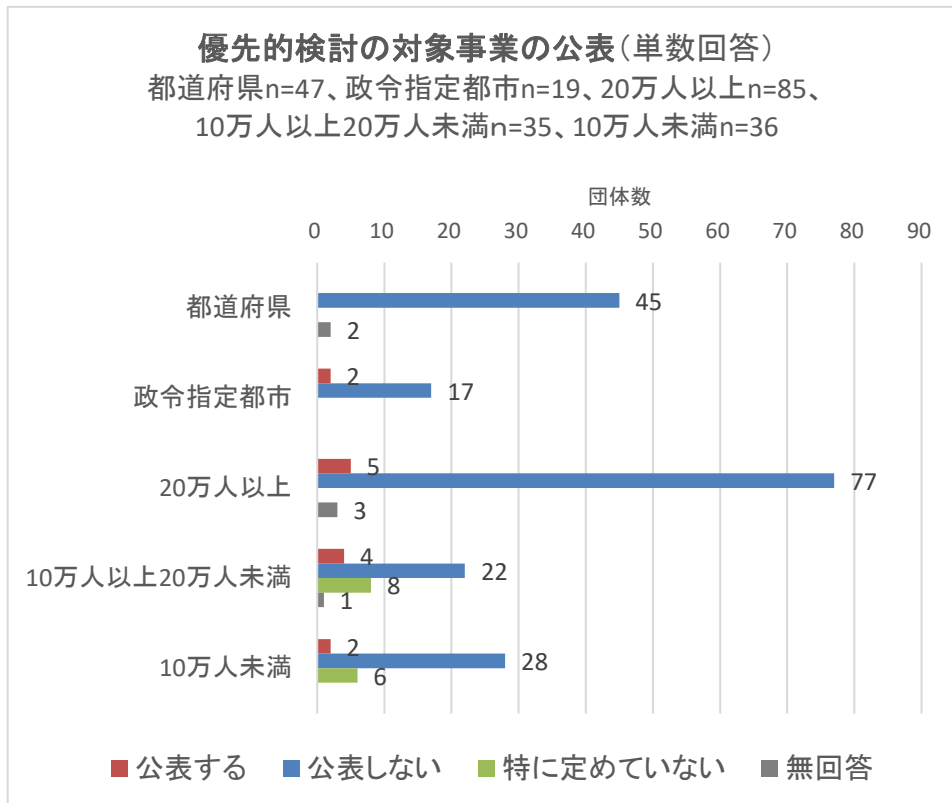
○整備した町家を管理委託ではなく、コンセッションを導入し、民間事業者が運営。⇒ 委託費用等 **-300万円/年** ▶ 運営権対価 **+450万円/年**



(参考⑤)対象事業及び検討結果の公表状況

- 優先的検討の対象事業については、人口規模に関わらず「公表しない」とする団体が多い。
- 今年度規程を策定した22団体のうち、PPP/PFI手法導入の採否にかかわらず公表する団体は6団体。

○対象事業の公表



対象: 令和3年度末時点で優先的検討規程を策定済みの団体

○検討結果の公表

- ・優先的検討の結果について、従来手法とするか、PPP/PFI手法を採用するに関わらず公表とした団体

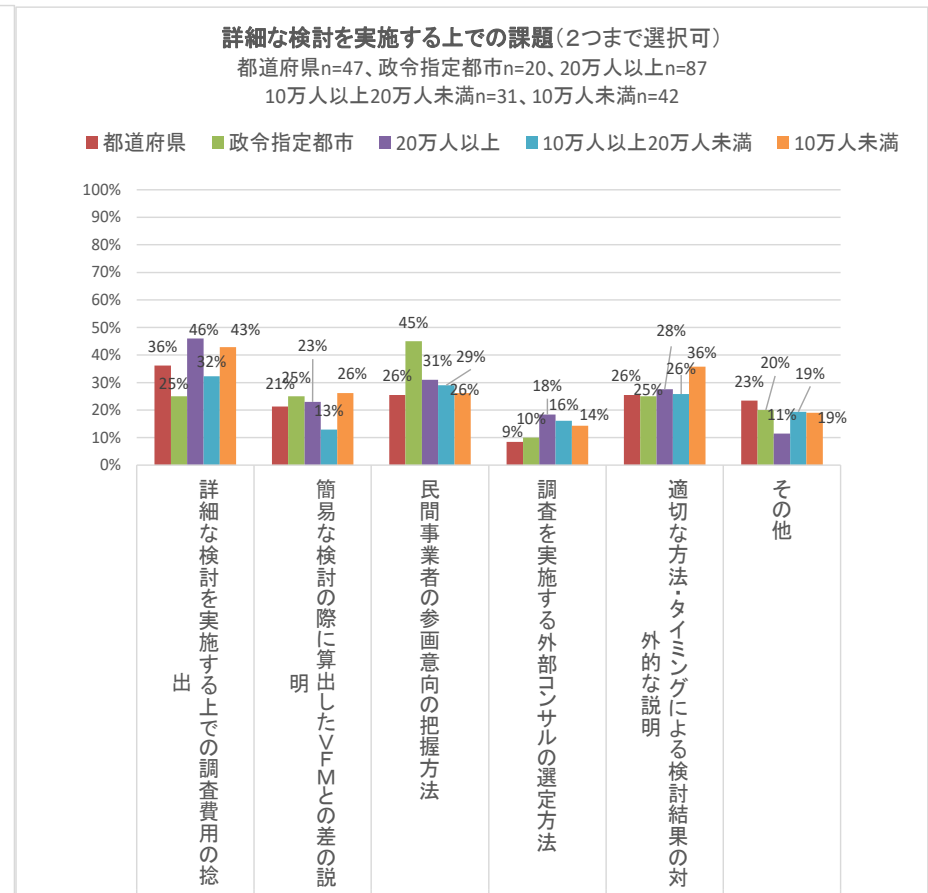
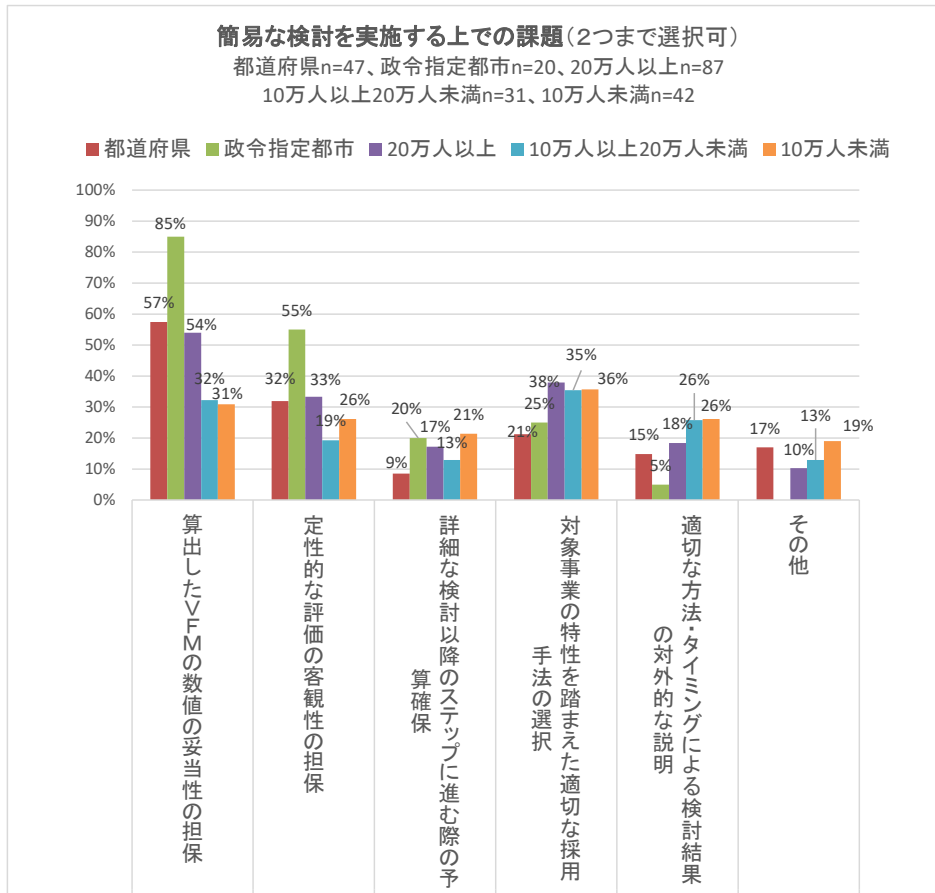
6/22団体*

*今年度(予定を含む)規程を策定した団体

「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

(参考⑥)簡易な検討を実施する上での課題

- 簡易な検討における課題として「VFMの数値の妥当性の確保」が最も多い。また、詳細な検討における課題として、「簡易な検討の際に算出したVFMとの差の説明」も上がっている。



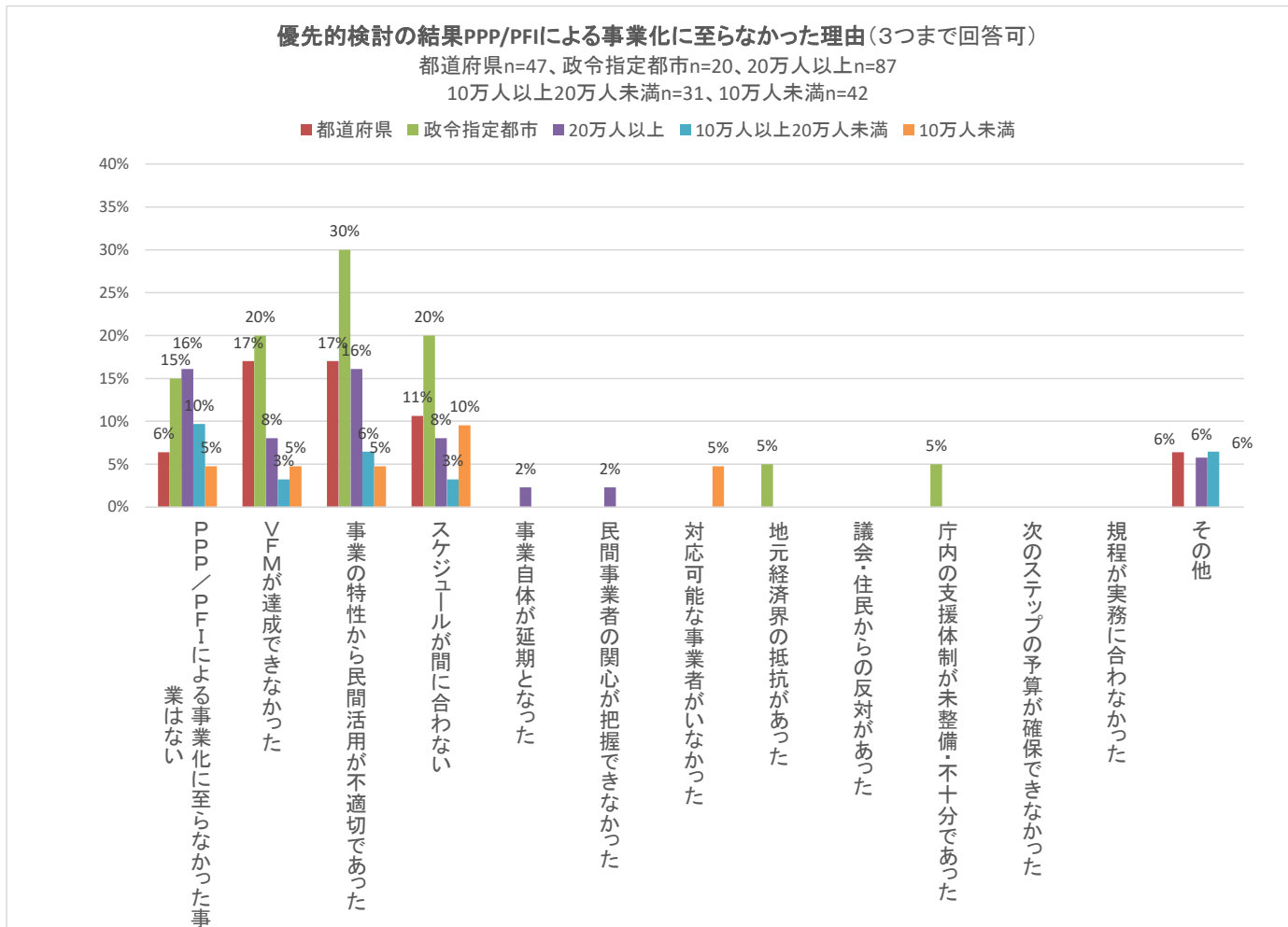
対象: 令和3年度末時点で優先的検討規程を策定済みの団体

「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

(参考⑦)検討の結果、PPP/PFI採用に至らなかった理由

- 「PPP/PFIによる事業化に至らなかった事業はない」との回答がみられる一方、「VFMが達成できなかった」、「事業の特性から民間活用が不適切であった」(※)との回答が多い傾向。

※今後、ヒアリングにより当該回答に至った理由の詳細を確認予定

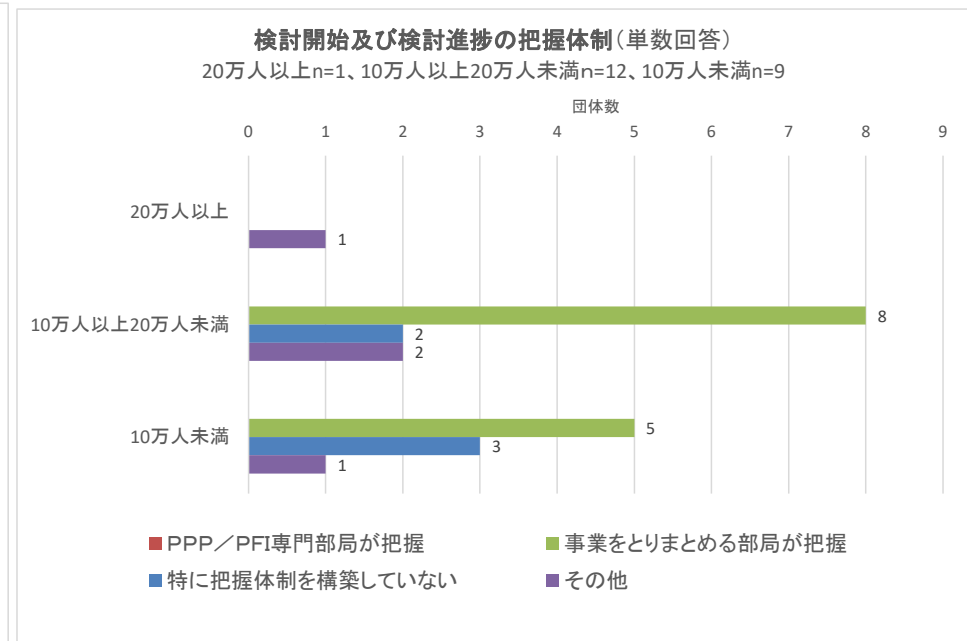
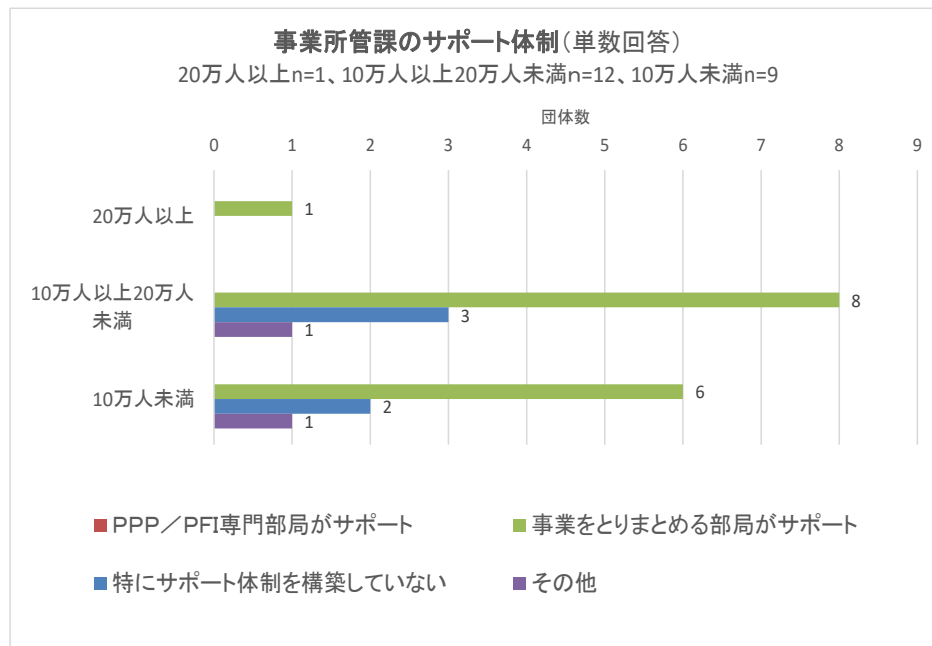


対象: 令和3年度末時点で優先的検討規程を策定済みの団体

「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

(参考⑧)優先的検討に係る庁内体制(1/2)

- 『事業所管課のサポート体制』『検討開始及び検討進捗の把握体制』に関しては、「事業をとりまとめる部局」が担う傾向。

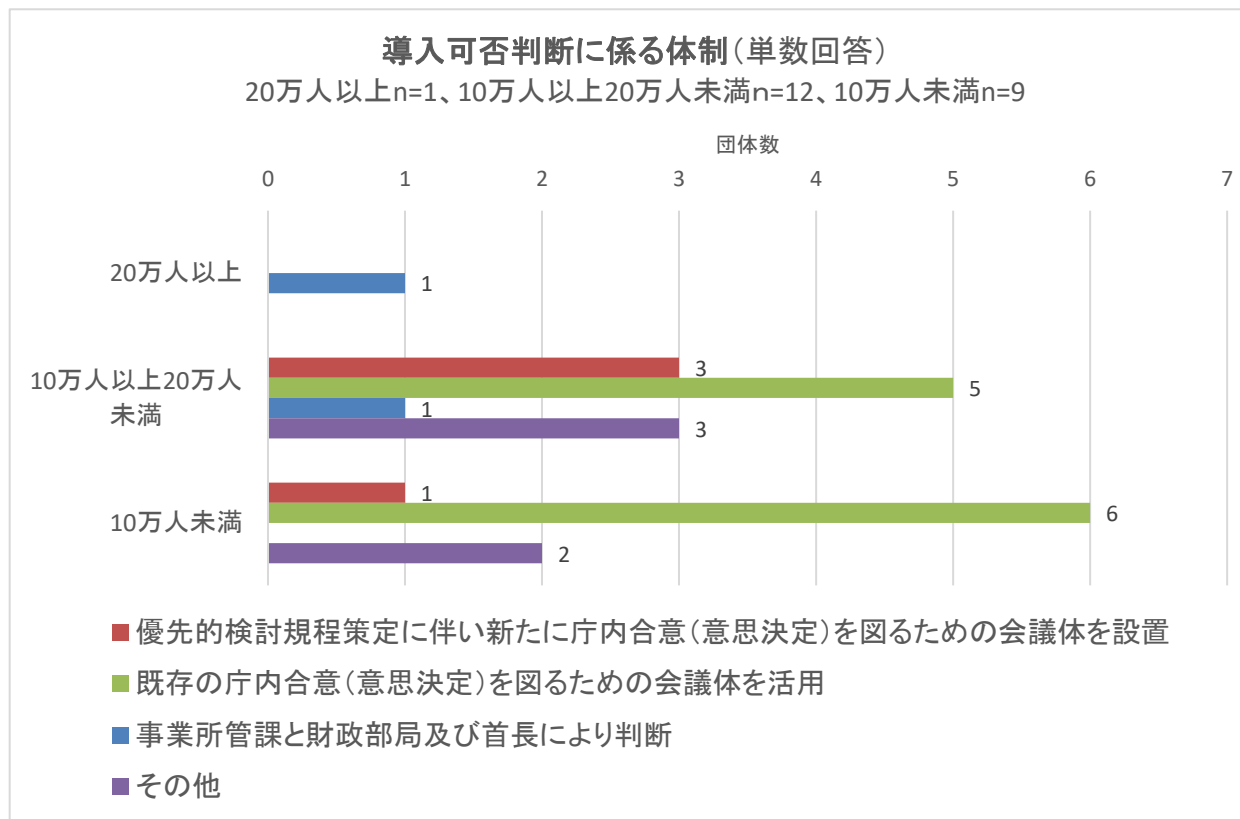


対象: 令和4年度策定(策定予定含む)の団体

「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より

(参考⑧)優先的検討に係る庁内体制(2/2)

- 『導入可否判断に係る体制』に関しては、「既存の庁内合意(意思決定)を図るための会議体を活用」する団体が多数。
- 「優先的検討規程策定に伴い新たに庁内合意(意思決定)を図るための会議体を設置」する団体も見受けられる。
- 一方で、「検討中」「今後検討予定」の団体も存在。



対象:令和4年度策定(策定予定含む)の団体

「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和4年12月 内閣府)」より